

魚津市告示第35号

魚津市地域住民グループ介護予防活動支援事業実施要綱の一部
改正について

魚津市地域住民グループ介護予防活動支援事業実施要綱（平成28年魚津市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において地域住民グループとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>(1) 市内を拠点として活動する集団であること。</u></p> <p><u>(2) 実施者及び対象者が共同での企画運営に努めていること。</u></p> <p><u>(3) 地域(主な活動拠点が属する地域振興会の所管する地区に相当する範囲とする。)の住民がグループのおおむね半数以上を占めていること。</u></p> <p><u>(4) 参加者同士が、普段から地域コミュニティにおける交流及び助け合いを図っていること。</u></p> <p><u>(5) 年6回以上介護予防活動を実施していること。</u></p> <p>第3条-第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において地域住民グループとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>(1) 市内で活動する集団であること。</u></p> <p><u>(2) 介護予防活動の実施者及び対象者が共同で企画運営していること。</u></p> <p><u>(3) 地域住民の世代間交流、生きがいつくり等地域づくりに資することを目的としていること。</u></p> <p><u>(4) 行政区又は民生委員の担当区に相当する範囲の住民を活動の対象としていること。</u></p> <p><u>(5) 介護予防を目的として年6回以上介護予防活動を実施していること。</u></p> <p>第3条-第5条 (略)</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。